

基金の名称	革新的研究開発推進基金
基金の額	678,761百万円※ ※百万円未満は四捨五入
基金のうち、国庫補助金等相当額	678,761百万円※（内訳） 内閣府 209,900百万円 文部科学省 67,325百万円※ 厚生労働省 51,102百万円※ 経済産業省 350,434百万円※ ※百万円未満は四捨五入
研究開発事業の概要	<p>1. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、健康・医療戦略推進本部等が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及び企業原資の研究費を組み合わせることにより実施する、産学官共同による医薬品・医療機器等の研究開発等を実施するとともに、これに附帯する業務を実施する。</p> <p>2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン開発推進事業において、新型コロナウイルスワクチンの実用化に向けた研究開発を産学官共同により推進するとともに、これに附帯する業務を実施する。</p> <p>3. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン・新規モダリティ研究開発事業を推進する。同事業においては、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和3年6月閣議決定）（以下「ワクチン戦略」という。）を踏まえ、国内外における関連分野の研究開発状況を把握・分析し、戦略的な資金配分等を通じた革新的な新規モダリティの研究開発を推進するとともに、ワクチンに関する応用研究や第Ⅱ相までの臨床試験のための研究開発を推進する。</p> <p>4. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業を推進する。同事業においては、ワクチン戦略を踏まえ、研究開発拠点（フラッグシップ拠点とシナジー効果が期待できる拠点）としての体制整備等を行うとともに、出口を見据えた関連研究を強化・促進する。</p> <p>5. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を推進する。同事業においては、認定ベンチャーキャピタル（以下「認定VC」という。）の目利き力を活かして、ワクチン戦略を踏まえた感染症ワクチン・治療薬開発及び感染症以外の疾患に対する医薬品等の開発に資する革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対して支援を行う。</p> <p>6. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学発医療系スタートアップ支援プログラムを推進する。同事業においては、医薬品等の実用化支援についてノウハウと実績のある橋渡し研究支援機関を活用し、大学発医療系スタートアップの起業に係る専門的見地からの伴走支援等（医学研究上の革新性と事業としての将来性の両面を見据えたシーズ審査や、事業計画の立案等に係る伴走支援を含む。）を行うための体制を整備するとともに、非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施する。</p>
研究開発事業の目標	<p>1. 健康・医療戦略推進本部が示す「ムーンショット目標」の実現のため、2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむための持続可能な医療・介護システムの実現を目指すとともに、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を推進する。</p> <p>2. 新型コロナウイルスワクチンについて、基礎研究から臨床試験、薬事申請、生産に至る全過程の加速化により実用化を目指す。</p> <p>3. 今後脅威となりうる感染症有事に備え、ワクチンの迅速な開発・供給を可能とするため、ワクチン開発に資する革新的な新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等研究開発を推進する。</p> <p>4. 感染症有事における迅速なワクチン開発のため、独立性・自律性を確保した柔軟な運用を実現し、世界の研究者を惹きつける、これまでにない世界トップレベルの研究開発拠点を中核として、平時から感染症分野に留まらない多様な研究開発及びその環境整備を促進する。</p> <p>5. 認定VCの目利き力を活かして、ワクチン戦略を踏まえた感染症ワクチン・治療薬開発及び感染症以外の疾患に対する医薬品等の開発に資する革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対して支援を行う。</p> <p>6. 医薬品等の実用化支援についてノウハウと実績のある橋渡し研究支援機関を活用し、大学発医療系スタートアップの起業に係る専門的見地からの伴走支援等を行うための体制を整備するとともに、非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施する。</p>
研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	<p>1. 公募要領参照 <ムーンショット型研究開発事業> 令和2年度（第1回公募）：https://www.amed.go.jp/content/000068932.pdf 令和4年度（第2回公募）：https://www.amed.go.jp/content/000093951.pdf 令和4年度（第3回公募）：https://www.amed.go.jp/content/000094066.pdf 令和5年度（第4回公募）：https://www.amed.go.jp/content/000124407.pdf <革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）> 令和4年度（一次公募）：https://www.amed.go.jp/content/000102228.pdf 令和4年度（二次公募）：https://www.amed.go.jp/content/000110676.pdf 令和5年度（三次公募）：https://www.amed.go.jp/content/000116810.pdf</p> <p>2. 公募要領参照 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するワクチン開発（2次公募）：https://www.amed.go.jp/content/000066980.pdf 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ワクチンの有効性、安全性等に関する研究：https://www.amed.go.jp/content/000083606.pdf</p> <p>3. 公募要領参照</p>

<https://www.amed.go.jp/content/000117533.pdf>

4. 公募要領参照

<https://www.amed.go.jp/content/000094742.pdf>

5. 公募要領参照

ベンチャーキャピタルの認定にかかる公募（第3回）：<https://www.amed.go.jp/content/000117411.pdf>

創業ベンチャー公募（第4回）：<https://www.amed.go.jp/content/000123651.pdf>

6. 公募要領参照

<https://www.amed.go.jp/content/000125412.pdf>

革新的研究開発推進基金補助金交付要綱に基づく基本的事項の公表

2024年3月31日現在